

令和 7 年 1 月 17 日
都市局まちづくり推進課

日本橋川沿いエリアの国際金融機能を支える水辺空間が誕生 ～東京都市計画事業八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業を国土交通大臣が認定～

本日、国土交通大臣は、東京都市計画事業八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業を優良な民間都市再生事業計画として認定しました。これにより、認定を受けた事業者は、民間都市開発推進機構による金融支援を受けることができます。

本事業計画により、東京都心・臨海地域にて、日本橋川沿いの水辺空間の賑わい創出や高度金融人材サポート施設による国際競争力の強化、防災施設の整備や自立分散型のエネルギーネットワークの導入による防災対応力強化が期待されます。

《 本事業計画における主な取組と期待される効果 》

- 日本橋川交流拠点の象徴となる広場空間の整備や、東京駅との直結をはじめとした駅・まち・川をつなぐ地上・地下・デッキレベルの歩行者ネットワークの整備を行い、日本橋川沿いの水辺空間における賑わい創出や回遊性の向上を図る。
- 周辺地区との連携を視野に、高度金融人材の活動支援のためのサポート施設を整備し、金融拠点としての東京の国際競争力強化の向上に寄与する。
- 帰宅困難者受入スペースの整備や、自立分散型のエネルギーネットワークの導入による東京駅周辺の防災対応力強化を図る。



完成イメージ

<問い合わせ先>

都市局 まちづくり推進課 鶴岡、松田、佐藤、井川

電話：03-5253-8111(代表) (内線 32552, 32537, 32536, 32574)

03-5253-8406(直通)

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 申請事業者の名称 八重洲一丁目北地区市街地再開発組合
2. 都市再生事業の名称 東京都市計画事業八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業

3. 都市再生事業の目的

本事業計画地は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域」に位置し、同地域の地域整備方針において、東京都心や周辺部において、老朽建築物の機能更新や土地の集約化等により、歴史と文化を活かしたうるおいと風格ある街並みを形成しつつ、国際的な業務・金融・商業機能や高度な業務支援機能・生活支援機能等が適切に調和した魅力ある複合機能集積地を形成することとなっている。さらに、本計画地を含む日本橋川に面する地域では、「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン 2021」が策定されており、多様な機能が集積された『日本橋川交流拠点』の形成や、川に開かれたまちを目指し、川沿いのオープンスペースネットワークの形成を図ることが示されている。

これに対し、本事業では、日本橋川沿いの連続的な水辺空間として、日本橋川交流拠点の象徴となる広場空間の整備や、東京駅周辺の骨格的な歩行者基盤として、駅・まち・川をつなぐ地上・地下・デッキレベルの歩行者ネットワークの整備を行い、日本橋川沿いの水辺空間における賑わい創出や回遊性の向上を図る。あわせて、首都高地下化への協力を実施する。

また、周辺地区との連携を視野に、本計画地において高度金融人材の活動支援のためのサポート施設を整備し、永代通りを中心とした金融機能の集積を更に加速することで、金融拠点としての東京の国際競争力強化の向上に寄与する。

さらに、帰宅困難者受入スペースの整備や、自立分散型のエネルギーネットワークの導入による東京駅周辺の防災対応力強化を図り、また、エネルギーの面的利用や建物の省エネルギー化を通じた環境負荷軽減を図る。そして、これらを周辺地区と連携した取組とするためのエリアマネジメントを実施する。

4. 事業施行期間 令和6年12月21日～令和14年12月31日（予定）

5. 事業区域

- (1) 位置 東京都中央区八重洲一丁目 400～402、500～503
- (2) 面積 16,927.88 m²

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積 の敷地面積 に対する割合
1	地上 44 階 地下 3 階 塔屋 2 階	6,541.00 m ²	185,508.17 m ² (153,376.49 m ²)	7,557.66 m ²	2,029.42%	86.55%
2	地上 2 階	883.00 m ²	1,035.65 m ² (1,019.57 m ²)	1,702.06 m ²	59.90%	51.88%
合計		7,424.00 m ²	186,543.82 m ²	9,259.72 m ²		

■ 概要図

